

# 苫小牧工業高等専門学校自己点検評価委員会規程

規則第123号

制 定 令和8年2月19日

(設置)

**第1条** 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の自己点検評価に関する事項を審議するため、自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 自己点検評価に関する基本方針の検討に関すること
- 二 自己点検評価の実施計画に関すること
- 三 自己点検評価及び改善に関すること
- 四 自己点検評価の結果の公表に関すること
- 五 その他自己点検評価に関すること

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 各副校長
- 三 各センター長
- 四 各系長
- 五 事務部長
- 六 その他校長が指名した者

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

**第5条** 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(委員以外の者の出席)

**第6条** 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

**第7条** 委員長は、第2条に関する特定事項を検討するため、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 部会は本校の教職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。
- 4 部会長は、検討結果を委員長に報告するものとする。
- 5 部会に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会の事務)

**第8条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校自己点検・評価対応部会及び苫小牧工業高等専門学校機関別認証評価対応部会は廃止する。